

津市総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱

令和4年3月31日訓第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内におけるスポーツ活動の拠点かつ地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図るため、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（平成15年11月4日平成15年度要綱第18号。以下「交付要綱」という。）、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領（平成15年11月4日平成15年度要領第16号。以下「実施要領」という。）及び津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合型地域スポーツクラブ」とは、実施要領第2条第1号に規定する総合型地域スポーツクラブをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「総合型地域スポーツクラブ支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内に事務所及び活動拠点を有している営利を目的としない総合型地域スポーツクラブであって、本市が交付要綱第4条第1項の規定による交付決定（以下「助成金交付決定」という。）を受けた次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行うものに対し、助成金交付決定の対象とされた交付対象事業に要する経費をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 交付要綱別記3の2の(1)に掲げる総合型地域スポーツクラブ創設支援事業
- (2) 交付要綱別記3の2の(3)に掲げる総合型地域スポーツクラブ自立支援事業
- (3) 交付要綱別記3の2の(5)に掲げる総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業と同一内容の事業の実施について津市スポーツ振興事業補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）の規定に基づく補助金（総合型地域文化・スポーツクラブ活性化事業に係るものに限る。）の交付を受け、又は受ける予定である総合型地域スポーツクラブに対しては、補助金を交付しない。

（補助金の額）

第5条 補助金は、交付対象事業について本市が受けた助成金交付決定の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、本市が助成金交付決定を受けた月の翌月の末日とする。

（実績の報告）

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 実施要領第13条第2号に規定する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。